

長寿社会対策大綱

昭和61年6月6日
閣議決定

1 基本方針

我が国における人口の高齢化及び長寿化は、極めて急速に進展し、高度成長期以降の経済社会の変化とあいまって広範な影響を及ぼしつつある。

21世紀初頭の長寿社会において、長期化した生涯を通じて国民の活力を發揮し、経済社会の活力を維持するとともに国民生活の安定向上を図るためには、人生50年時代に形成された既存の諸制度、諸慣行を見直し、人生80年時代にふさわしい経済社会システムに転換する必要がある。

このため、以下の基本方針に基づき長寿社会対策を推進し、人生80年時代にふさわしい経済社会システムの構築を図るものとする。

第1に、経済社会の活性化を図り、活力ある長寿社会を築く。

このため、個人が生涯にわたりその能力や創造性を發揮できるよう、高齢者の就業・社会参加等の活動を促進し、その知識・経験を活用するとともに、勤労世代の時間的なゆとりを高め、労働・学習・余暇に関し多様な選択を行い得る条件の整備を図る。

第2に、社会連帯の精神に立脚した地域社会の形成を図り、包容力ある長寿社会を築く。

このため、個人が社会の構成員として自立と連帯を重んじ、高齢者も社会の重要な構成員であるとの認識の下に、安全で住みよい居住環境を整備するとともに、社会参加活動等を通じた地域の相互扶助機能の活性化、世代間の交流等の促進を図る。

第3に、生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築く。

このため、生涯生活期間の長期化を踏まえ、社会的公正を確保しつつ、生涯のどの段階においても安心して生活できる体制を整備するとともに、健康で充実した生活を過ごせるよう基礎的条件の整備を図る。

以上の基本方針を踏まえ、雇用・所得保障システム、健康・福祉システム、学習・社会参加システム及び住宅・生活環境システムに係る長寿社会対策を総合的に推進する。また、これら各システムに共通する基礎的条件として、物価の安定基調を維持しつつ、創造的技術開発の推進・産業構造の高度化等により持続的経済成長の達成を図るとともに、社会資本を整備し、国土の均衡ある発展を図る。

2 雇用・所得保障システム

国民の高い勤労意欲と企業の活力は、我が国経済社会の長期的繁栄と発展の基盤であり、高齢者が長年培った知識・経験・能力を積極的に活用するため、高齢者の雇用・就業の機会を確保するとともに、退職した後においても、地域における臨時・短期的な就業等を通じて、職業生活から老後生活へのなだらかな移行を図る。

また、現役勤労世代の労働時間を短縮することにより、労働・学習・余暇のバランスを確保し、職業生活と家庭生活の調和及び勤労者の活力や創造性の發揮を図るとともに、雇用機会の維持、拡大に資する。

さらに、長期にわたる職業生活を通じて健康を保持しつつ職業能力を開発し、高齢期までその活用を図るとともに、女子の結婚・出産・育児から老後生

活に至る期間の長期化を踏まえ、生涯の各段階における女子の能力の有効発揮を図り、現役勤労世代の活力を積極的に引き出していく。

職業生活からの引退後は、国民の社会的連帯を基盤とする公的年金を中心として、職域や個人の自助努力による企業年金、退職金及び個人年金等の個人資金の適切な組合せにより、老後所得の確保を図る。公的年金については、世代間の給付と負担の均衡を確保しつつ長期にわたり安定した制度運営を図る。

(1) 雇用・就業を通じた高齢者の能力活用

ア 高齢者の雇用・就業の機会の確保

60歳定年の定着及び60歳台前半層を含めた高齢者の雇用・就業の場の維持、拡大を積極的に推進し、当面・65歳程度までの継続雇用を促進する。また、高齢者の雇用・就業の機会の確保を図るため、貸金・人事管理の見直し及び職場環境の改善に係る相談援助並びに高齢者の雇用促進に係る助成措置の充実を図るとともに、加齢による労働能力の低下を補完する機器の開発・普及を計画的に推進する。

再就職を希望する高齢離職者については、その早期再就職が可能となるよう。高齢者の労働市場における需給調整機能の整備、強化を図るとともに、事業主が行う定年退職者等に対する再就職援助を引き続き促進する。

イ 地域における高齢者の就業機会の提供等

高齢者の能力や就業意欲に応じ、地域において臨時・短期的な就業を中心とした多様な就業機会を提供するため、関係機関の連携を図りつつ、必要な体制を整備する。

また、老後生活へのなだらかな移行の確保に資するため、定年退職後等の生活設計を行う勤労者に対し必要な情報を提供する等の事業主等の援助を促進する。

(2) 労働時間短縮の積極的推進

週休2日制の普及、連続休暇の定着等により労働時間短縮を積極的に推進し、労働時間の水準が欧米先進国並みとなるよう努める。

このため、企業規模、業種、業態等の実情を踏まえ、労働時間短縮に係る労使の自主的努力を援助、促進するとともに、労働時間法制の在り方について検討を進める。

(3) 現役勤労世代の活力の向上

ア 長期にわたる職業生活を通じた能力の開発等
勤労者の健康を保持しつつ職業能力を継続的に開発し、長期にわたり職業能力を活用することが可能となるよう、企業における教育訓練及び健康管理の計画的実施、勤労者の自己啓発の促進、公共職業訓練の充実等を推進する。

イ 生涯の各段階における女子の能力発揮

女子が能力をその生涯の各段階において有効に発揮できるよう、男女の雇用機会の均等及び待遇の平等の確保、育児休業制度及び女子再雇用制度の普及、パートタイム労働対策等の推進を図る。

(4) 公的年金制度による老後所得の保障

老後生活における所得保障の中核的役割を担う公的年金制度を長期にわたり安定的に運営していくため、昭和60年度における改革を踏まえ、引き続き給付と負担の両面における制度間調整等を推進し、昭和70年度を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

被用者年金の支給開始年齢の問題については、定年制等高齢者雇用の動向等を踏まえ、総合的に検討を進める。

(5) 職域や個人の自助努力による老後所得の安定

ア 企業年金制度の充実

公的年金制度を補完する企業年金制度の普及を図るため、企業及び被用者の多様なニーズに柔軟に対応できる条件の整備を推進する。また、将来にわたり安定した企業年金の運営を可能とするため、資産運用の効率化を一層推進する。

イ 退職金制度の充実

企業における退職金制度について、企業年金の導入を促進する等その改善を図るとともに、受給権の保護及び支払確保のための法的整備を推進する。また、中小企業における退職金制度の普及促進を図る。

ウ 老後に備える資産形成等の促進

ゆとりある老後生活に資するため、老後所得の安定を目的とする金融商品等の開発、資産運用の多様化、各種金融サービス等の充実を通じて自助努力による資産形成を促進するとともに、資産形成取引に係る被害の発生防止に努める。勤労者については、在職中からの計画的な財産づくり及びこれに対する事業主の援助を引き続

き促進する。また、より豊かな老後生活を求める国民のニーズにこたえるため、個人年金を育成し、その普及・活用を図るとともに、老後生活における資産の有効活用についても検討を進める。

3 健康・福祉システム

疾病を適切に管理しつつ社会生活を営むことを重視する積極的な健康観の下に、生涯を通じて自らの健康の保持増進を図り、長寿を全うできるようにするとともに、併せて次代を担う児童を心身共に健全に育成し、社会の活力の維持を図る。

また、疾病や心身機能の衰えに対しては、日常的な健康管理サービスから専門的かつ高度のサービスに至るまで、ニーズに応じて必要な保健医療サービス及び介護サービスを受けることができるようサービス供給体制を確立し、老後生活の不安の解消を図る。

その際、家族の負担の軽減を図りつつ、可能な限り住み慣れた地域社会でサービスの提供を受けることができるよう、地域の相互扶助を促進しつつ、地域におけるサービス供給体制の体系的な整備を図る。

また、これらのサービスが安定的に供給されるようサービスに要する費用の適正化及び負担の公平化を図る。

さらに、民間の創意と工夫をいかしたサービスを活用し、多様化しかつ高度化するニーズに対しきめ細かな対応を図る。

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進等

個人が健康に関する自己責任の自覚と認識を深め、生涯を通じて適切な健康づくりに取り組むよう、普及啓発に努めるとともに、地域の自主性を尊重しつつ、壮年期からの総合的な健康づくり対策を計画的に推進する。

また、児童を心身共に健全に育成するため、母子保健サービスの充実、健全な育成環境の整備等を推進する。

さらに、自然資源を活用した健康づくりを推進するため、必要な施設等の整備を推進する。

(2) 保健・医療・福祉サービスの充実

ア 地域におけるサービス体制の体系的整備

多様な医療・介護ニーズに対応して、効果的

かつ効率的なサービスを提供するため、地域における保健、医療、福祉機能の連携を図り、地域の実情に応じ在宅サービス及び施設サービスの供給体制の体系的整備を推進する。

イ 在宅サービスの拡充

可能な限り家庭を中心とした日常生活の場で必要な医療及び看護・介護が行われるよう在宅サービスの拡充を図る。

このため、開業医を中心とした包括的な健康管理の推進、リハビリテーション等社会生活機能の維持増進に重点を置いた医療体系の確立、保健婦による訪問指導等と連携した在宅看護の充実等により、地域における在宅保健・医療サービスの充実を図る。

さらに、家族の介護負担の軽減を図りつつ在宅介護サービスの拡充を図るため、ホームヘルプサービスを充実するとともに、特別養護老人ホーム等の既存施設を活用しつつ、デイサービス、ショートステイ等のサービスの拡充を図る。

また、地域の福祉ボランティア活動を在宅サービスの担い手として育成し、その活用を図るほか、在宅での看護・介護を支援する医療機器及び福祉機器の開発普及等を促進する。

ウ 施設サービスの充実

在宅での看護・介護が困難な場合には、ニーズに応じ適切な専門的サービスを受けることができるよう施設サービスの充実を図る。

このため、医療サービスと生活サービスを併せて提供する施設として老人保健施設の制度化を行うとともに、特別養護老人ホーム及び老人保健施設の整備を推進する。

また、専門的機能を備えた老人病院の整備、精神科的医療及び保護を必要とする痴呆性老人のための老人精神病棟の整備拡充等高齢者のニーズに対応して医療施設の整備を推進する。

なお、ねたきり老人に対する介護機能を有する優良な有料老人ホームの育成を図る。

(3) サービスの費用負担の適正化

ア 医療に係る負担の適正化

医療に係る国民の負担を将来にわたり適正な水準に維持するため、医療費適正化対策を引き続き推進するとともに、現行医療保険制度の基本的枠組みを維持しつつ、給付と負担の公平化

を図る。

また、老人保健制度の長期的安定を図るため、老人医療拠出金の加入者持分率^{あ入}の見直し、一部負担の適正化等を推進する。

イ 介護に係る負担の適正化

介護サービスに要する費用については、所得の如何にかかわらずニーズを有するすべての者を対象とする施策の一般化に伴い、受益と負担能力に応じ、利用者負担の適正化を図る。

(4) 私的サービスの育成・活用

国民のニーズの多様化・高度化に対応するため、シルバーサービス、私的保険システム等の私的サービスについて、健全な育成を図るために必要な措置を検討し、その育成及び活用を図る。

4 学習・社会参加システム

高学歴化経済社会、の高度化等に伴う国民の学習ニーズの高まりに対応し、生涯生活期間の長期化及び労働時間の短縮により増大した自由時間を個人が能力の向上を図るために有効に活用することができるよう、生涯を通じて自由に学習活動を行うことのできる生涯学習社会の形成を目指す。

このため、多様な学習機会を提供するとともに、教育と雇用の有機的連携により、一定期間就業の場を離れて教育機関等において学習活動を行うことのできる条件の整備を図る。

また、自由時間の増大及び価値観の多様化・個性化に対応し、ボランティア活動等社会における多様な参加活動の機会が確保され、個人の生きがいが高められるとともに、人々の交流の深まりにより、地域の連帯や社会の活力が高められる参加型社会の形成を目指す。

なお、高齢者が自由時間を有効に活用し、孤独や無為に陥ることなく充実した生活を営むことができる条件の整備を図る。

(1) 生涯学習体制の体系的整備

国民が人生の各段階において自分に適した学習活動を行うことができるよう、教養、文化、スポーツ等各種学習機会の体系的整備を図る。

このため、地域においては、住民が身近な場所で自主的に学習活動を行う機会を確保するた

め、社会教育施設等関係機関相互の連携を密にし、生涯学習に関する計画を策定する等住民のニーズを的確に踏まえ、生涯学習を総合的に推進する体制を整備する。また、学習に関する情報提供・相談体制の整備充実、指導者の確保及び資質の向上を図るとともに、放送を利用した教育の活用を図る。

大学等の高等教育機関については、経済社会の諸変化に対応し、社会人が学習できる場として適切に機能するよう整備する。また、企業内の教育訓練と各種の教育・訓練施設との効果的な連携及び有給教育訓練休暇の普及促進等により、職業能力の開発・教養の向上等のため、勤労者が一定期間職場を離れて学習活動を行うことのできる体制を整備拡充する。

(2) 社会参加活動の促進

高齢者の地域への貢献を促すとともに、高齢者と若年世代との交流を強め、世代間の連帯と活力に満ちた地域社会の形成を図るため、地域における各種ボランティア活動を更に推進する。

このため、保健・福祉活動、生活環境改善活動等地域社会に対する貢献度の高いボランティア活動について、関係機関相互の効果的な連携を図りつつ、地域住民の参加意欲の高揚、活動の拠点となる場所の確保、必要な情報の提供、指導者の養成・確保、ボランティア活動に対する民間の助成の促進等ボランティア活動の基盤整備を推進する。

さらに、国際交流の進展に伴い、高齢者等の能力を広く海外において活用するため、高齢者、退職者等の専門的知識・技術を海外捜術協力等に活用できる体制の整備を図る。

なお、高齢者の利用に配慮した余暇関連施設等の整備、既存施設の有効活用等高齢者が自由時間をレクリエーション、観光、趣味等に有効に活用し充実した生活を送ることができる条件を整備する。

5 住宅・生活環境システム

生涯生活設計の中で住生活を計画的に位置付け、持家、借家を問わず、ライフスタイルの変化に対応して住宅を選択することが可能となる条件を整備し、

生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。

その際、居住水準の向上及び住宅選択の円滑化を図るとともに、親との同居・隣居等多様な居住形態への対応を図り、併せて心身機能の低下に対応し、高齢者の利用に配慮した住宅の供給を図る。

また、高齢者が住み慣れた地域において、安心して日常生活を営むとともに、生活を充実したものにすることができるよう、高齢者の特性及びニーズに配慮し、安全で住みよい生活環境を形成する。

さらに、都市においては、緑の創出等快適な環境の形成を図るとともに、農山漁村においては、高齢者の能力の活用、地域の次代を支える若年層の定着化等により地域の活力の維持を図る。

(1) 居住の安定の確保

ア 良質な住宅の供給促進

安定したゆとりある住生活の基盤となる良質な住宅の供給を促進するため、昭和61年度以降できる限り早期にすべての世帯が最低居住水準を確保できるようにすることを目標とし、また昭和75年を目途に半数の世帯が誘導居住水準を確保できるようにすることを目標として居住水準の向上に努める。

その際、持家については、良質な持家取得を促進するため、若年期からの計画的な持家取得努力への援助等を推進する。また、借家については、良質な民間賃貸住宅の供給を促進するため、融資制度の活用等を図るとともに、公共賃貸住宅の適切な供給に努める。

住宅の選択を円滑にするため、情報提供体制の整備、増改築におけるコスト低減等のための技術開発の推進、住宅性能の評価、表示及び保証に関する制度の拡充等を図る。

イ 多様な居住形態への対応

同居ニーズに対応するため、同居に適した規模、設備等を有する公的住宅の供給に努めるほか、融資制度の活用等により、同居に適した大型住宅の建設及び増改築を推進する。

また、隣居、近居のニーズに対応するためそれぞれの家族の実情に応じた住宅の供給を推進するとともに、公的住宅については、ペア方式の住宅供給、親子二世帯が隣居、近居となる場合の優先入居、優先分譲等を推進する。

ウ 高齢者の利用に配慮した住宅の供給

高齢者の心身機能の低下に対応し、高齢者の自立又は介護に適した住宅の供給を促進するため、住宅の設計に関する指針を作成するとともに、所要の技術開発を推進し、その普及に努める。

また、日常生活上の援助又は介護を必要とする高齢者に対し、必要な時に専門職員が機敏に対応できる機能等を備えた高齢者向け住宅の供給を推進する等住宅施策と福祉施策との連携を図る。

(2) 安全で住みよい生活環境の形成

高齢者が安全かつ円滑に行動できるよう、交通機関の利便性の確保、各種公共公益施設の構造、設備の改善等を引き続き推進するとともに、高齢ドライバーの増加に対処するため、効果的な対策の検討を進める。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、高齢者、特にひとり暮らし老人、ねたきり老人等を犯罪、災害等の被害から保護する体制の整備を図る。

さらに、都市においては、都市公園の整備、道路の緑化等快適な都市環境を形成するとともに、農山漁村においては、高齢者の知識・経験をいかした生産活動等の機会の提供、若年層の定着を図るための安定的な就業機会の確保等を図り、活力ある地域社会を形成する。

6 研究開発の推進

急速に到来しつつある長寿社会に対応するため、科学技術の果たすべき役割は極めて重要であり、高齢者の健康を確保するための研究開発、高齢者の生活と活動を支えるための研究開発等長寿社会を真に豊かで活力あるものとするための研究開発を推進する。このため、次により必要な体制の整備を図る。

(1) 研究推進体制等の整備

関連する試験研究機関、各種研究開発制度等の研究推進体制を充実強化するとともに、長寿社会に対応する科学技術を推進する上で中心的役割を果たす研究体制の確立を図る。

また、研究開発を円滑に推進するため、各種データベースの整備拡充等による情報流通の推

進，強化等研究支援体制の充実強化を図る。

(2) 人材の養成等

専門的研究者の養成を図るとともに，研究交流を活発化し，人材の流動化を促進する。

また，国際共同研究の推進，研究情報の交換，研究者の交流の促進等国際的な研究協力を推進する。

7 長寿社会対策の推進

長寿社会対策の推進に当たっては，次の諸点に留意するものとする。

施策の重点化，効率化を図るとともに，施策相互間の連携を密にし，施策の総合化を図る。

個人の自助努力，家庭・地域社会の役割を重視するとともに，民間活力の活用を図る。

地域の特性を踏まえるとともに，地域の自主性を尊重する。

長寿社会対策を総合的に推進するため，その実施状況を長寿社会対策関係閣僚会議においてフォロー・アップするものとする。

本大綱は，策定後の経済社会情勢の変化に対応するため，必要に応じ見直しを行うものとする。